

令和4年12月1日開会

令和4年12月

# 市議会定例會議案書

寝屋川市

# 目 次

番 号	案 件	頁
議案第 77 号	寝屋川市個人情報保護条例の全部改正	1
議案第 78 号	寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正	9
議案第 79 号	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	13
議案第 80 号	寝屋川市消防団条例の一部改正	24
議案第 81 号	寝屋川市立学校設置条例の一部改正	26
議案第 82 号	令和 4 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 83 号	令和 4 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 84 号	令和 4 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 85 号	令和 4 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 86 号	令和 4 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 87 号	令和 4 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 88 号	工事請負契約の締結（都市計画道路対馬江大利線 大利橋外 1 橋 橋梁工事（2 期））	28
議案第 89 号	財産の取得（第四中学校区における小中一貫型学校施設の整備に係る学校用家具（規格調製備品））	29

番号	案件	頁
議案第90号	財産の取得（第四中学校区における小中一貫型学校施設の整備に係る学校用家具（規格備品））	30
議案第91号	財産の取得（寝屋川市立中学校における中学校給食用物品（消耗品））	31
議案第92号	大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議	32
議案第93号	指定管理者の指定（寝屋川市立市民活動センター）	34
議案第94号	指定管理者の指定（寝屋川市立西高齢者福祉センター）	35
議案第95号	指定管理者の指定（寝屋川市立市民体育館）	36



議案第 77 号

## 寝屋川市個人情報保護条例の全部改正

寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

## 寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例

寝屋川市個人情報保護条例（平成9年寝屋川市条例第10号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者をいう。

### （個人情報取扱事務の登録及び縦覧）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（規則で定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の縦覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務の目的
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の収集先
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければなら

ない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日（法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数を除く。）以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正請求)

第6条 訂正請求は、何人も、法第90条第1項各号に掲げるもののほか、自己を本人とする保有個人情報について、隨時行うことができるものとする。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 実施機関は、訂正請求をする者に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 法第91条第3項の規定により補正を求めた場合において、実施機関は、訂正請求をした者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 法第81条の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定等の期限)

第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第9条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止請求)

第10条 利用停止請求は、何人も、法第90条第1項各号に掲げるもののほか、自己を本人とする保有個人情報について、隨時行うことができるものとする。

(利用停止請求の手続)

第11条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

- 2 第7条第2項の規定は、利用停止請求をする者について準用する。
- 3 法第99条第3項の規定により補正を求めた場合において、実施機関は、利用停止請求をした者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 法第81条の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止決定等の期限)

第12条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第13条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(審査会への諮問)

第14条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(手数料の額及び費用の負担)

第15条 法第89条第2項の条例で定める額は、零とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、法第87条第1項の規定による開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、実費の範囲内において規則で定める。

(運用状況の公表)

第16条 市長は、毎年一回、各実施機関に係る法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める旧個人情報（改正前の寝屋川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関（旧条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 旧条例第11条第1項の規定による職務上知り得た旧個人情報

(2) この条例の施行前において、旧条例第10条第3項に規定する旧実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務（個人情報を取り扱う事務をいう。以下の号において同じ。）に従事していた者、旧条例第10条の2第3項に規定する指定管理者による公の施設の管理に係る事務に従事していた者又は旧条例第11条第2項に規定する派遣労働者として旧実施機関の指揮命令を受けて個人情報取扱事務に従事していた者 その事務に関して知り得た旧個人情報

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第12条第1項若し

くは第2項（旧条例第20条第3項、第23条第2項若しくは第26条第2項において準用する場合及びこれらの規定を旧条例第29条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第20条第1項、第23条第1項（旧条例第29条の7の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第26条第1項（旧条例第29条の8の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報又は特定個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

- 4 第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて容易に検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 第2項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 前2項の規定は、寝屋川市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 7 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。  
(寝屋川市情報公開条例の一部改正)
- 9 寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
　　第10条第1項、第11条及び第13条第3項中「起算して」を削る。  
(寝屋川市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 10 前項の規定による改正後の寝屋川市情報公開条例（以下「新情報公開条例」

という。) 第10条第1項及び第11条の規定は施行日以後にされた公文書の開示の請求に対し当該公文書を開示するかどうかの決定をする場合について、新情報公開条例第13条第3項の規定は施行日以後に同条第1項又は第2項に定める手続をとった場合において当該公文書を開示するときについて適用する。

議案第 78 号

## 寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会 条例の全部改正

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

## 寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会条例

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年寝屋川市条例第12号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び調査権限等について定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例の用語の意義は、寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号）又は寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年寝屋川市条例第 号）の定めるところによる。

### （設置）

第3条 次に掲げる事務を行うため、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 寝屋川市情報公開条例第17条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 寝屋川市情報公開条例第17条の2の規定による諮問に応じ、同条各号に規定する事項について調査審議すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例第14条の規定による諮問に応じ、同条各号に規定する事項について調査審議すること。

2 前項第3号に掲げる事務に関しては、審査会は、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する機関とする。

### （組織）

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（寝屋川市情報公開条例17条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関又は個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、当該諮問に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、当該諮問に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 諒問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(調査審議手続の非公開)

第7条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に寝屋川市情報公開条例第17条第1項の規定により寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会にされている諮問又は寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例による改正前の寝屋川市個人情報保護条例（平成9年寝屋川市条例第10号）第29条の2第1項の規定により寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会にされている諮問は、寝屋川市情報公開条例第17条第1項の規定により審査会にされた諮問又は個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会にされた諮問とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱された寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(寝屋川市情報公開条例の一部改正)

4 寝屋川市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

第17条の2 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、情報公開に関する制度の適正な運用を確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における情報公開に関する制度についての運用上の細則を定めようとする場合

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任  
期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条、第3条の2関係）  
行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600				
95		295, 200	343, 100				
96		295, 600	343, 500				
97		295, 800	343, 700				
98		296, 100	344, 100				
99		296, 500	344, 500				
100		296, 900	344, 800				
101		297, 100	345, 100				
102		297, 400	345, 500				

103		297, 800	345, 900					
104		298, 100	346, 300					
105		298, 300	346, 800					
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					
109		299, 500	348, 500					
110		299, 900	348, 900					
111		300, 300	349, 200					
112		300, 600	349, 500					
113		300, 800	350, 000					
114		301, 000						
115		301, 300						
116		301, 700						
117		301, 900						
118		302, 100						
119		302, 400						
120		302, 700						
121		303, 100						
122		303, 300						
123		303, 600						
124		303, 900						
125		304, 200						
再任用 職員	187, 700	215, 200	215, 200	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条、第3条の2関係）

## 医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	253,600	338,400	400,400	471,700
2	256,100	341,400	403,300	474,000
3	258,600	344,200	405,900	476,200
4	261,100	347,100	408,600	478,500
5	263,300	349,800	411,000	480,700
6	267,100	352,800	413,300	482,900
7	270,900	355,900	415,400	485,100
8	274,700	358,700	417,300	487,300
9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	282,300	363,700	422,200	491,400
11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500

48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	
86		481, 000	538, 500	
87		481, 400	539, 400	
88		481, 900	540, 300	
89		482, 400	541, 100	
90		483, 000		
91		483, 600		
92		484, 000		
93		484, 500		
94		485, 100		
95		485, 700		
96		486, 300		
97		486, 800		
再任用職員	296, 200	338, 600	393, 000	466, 000

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

第8条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

号給	給料月額
	円
1	143,800
2	145,800
3	147,700
4	149,800
5	151,900
6	154,500

7	158, 900
8	161, 600
9	164, 100
10	167, 100
11	169, 800
12	172, 600
13	179, 700
14	183, 700
15	188, 400
16	191, 200
17	191, 500
18	194, 500
19	194, 700
20	196, 100
21	197, 700
22	197, 800
23	198, 500
24	199, 400
25	200, 900
26	201, 200
27	202, 100
28	204, 000
29	204, 700
30	205, 400
31	207, 300
32	207, 600
33	209, 000
34	212, 400
35	212, 900
36	216, 000

37	216,400
38	219,800
39	223,400
40	226,800
41	229,700
42	242,700
43	245,400
44	247,500
45	249,500
46	251,200
47	253,100
48	257,700
49	259,300
50	260,900
51	262,700
52	264,800
53	267,300

第4条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

##### (給与の内扱)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、  
第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例又は  
第3条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する  
条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正  
後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定め  
る。

議案第 80 号

## 寝屋川市消防団条例の一部改正

寝屋川市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市消防団条例の一部を改正する条例

寝屋川市消防団条例（昭和 61 年寝屋川市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書を削り、同条第 2 号中「50 歳未満」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 81 号

## 寝屋川市立学校設置条例の一部改正

寝屋川市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立学校設置条例の一部を改正する条例

寝屋川市立学校設置条例（昭和41年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 寝屋川市立明和小学校の項及び寝屋川市立梅が丘小学校の項を削り、同表に次のように加える。

寝屋川市立望が丘小学校	寝屋川市打上高塚町4番1号
-------------	---------------

別表第2 寝屋川市立第四中学校の項を削り、同表に次のように加える。

寝屋川市立望が丘中学校	寝屋川市打上高塚町4番1号
-------------	---------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 工事請負契約の締結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年12月1日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- 1 工事名 都市計画道路対馬江大利線 大利橋外1橋 橋梁工事（2期）
- 2 工事場所 大阪府寝屋川市東大利町・大利町・桜木町地内
- 3 工事概要 橋梁架替工事 2橋
  - (1) 旧橋撤去 一式
  - (2) 橋台工 一式
  - (3) 上部工 一式
  - (4) 付帯工 一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札
- 5 契約金額 金1,090,089,000円  
(内消費税及び地方消費税の額 99,099,000円)
- 6 支払方法 前金払 する  
部分払 する  
残金払 工事完成引渡し後
- 7 工期 着工 令和4年 月 日  
完成 令和6年7月31日
- 8 契約の相手方 大阪府大阪市住吉区我孫子五丁目5番25号  
株式会社久本組  
代表取締役 川口直昭

## 財産の取得

次のとおり財産を取得する。

令和4年12月1日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 第四中学校区における小中一貫型学校施設の整備に係る学校用家具（規格調製備品）   |
| 2 財産の概要  | (1) 学習関係諸室(普通教室・各種特別教室等)用 ロッカー、本棚、掃除用具入、作業・調理・実験台、戸棚 等<br>(2) 管理関係室(校長室・職員室・保健室等)用 ロッカー、書棚、戸棚 等<br>(3) その他、昇降口・廊下の靴箱 など、学校用規格調製家具 一式 |
| 3 取得目的   | 第四中学校区における小中一貫型学校施設の学校用家具（規格調製備品）を具備するため   |
| 4 取得の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 5 取得価格   | 金270,600,000円<br>(内消費税及び地方消費税の額 24,600,000円)   |
| 6 支払方法   | 納入後一括払   |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市中央区和泉町二丁目2番2号<br>株式会社内田洋行 大阪支店<br>大阪支店長 岡野清吾   |

## 財産の取得

次のとおり財産を取得する。

令和4年12月1日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 第四中学校区における小中一貫型学校施設の整備に係る学校用家具(規格備品)   |
| 2 財産の概要  | (1) 学習関係諸室(普通教室・各種特別教室等)用 机、いす、教卓等<br>(2) 管理関係室(校長室・職員室・保健室等)用 机、いす、収納庫、診察台・ベッド等<br>(3) その他、地域交流スペース等用 テーブル及びいすなど、学校用規格家具 一式 |
| 3 取得目的   | 第四中学校区における小中一貫型学校施設の学校用家具(規格備品)を具備するため   |
| 4 取得の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 5 取得価格   | 金180,400,000円<br>(内消費税及び地方消費税の額 16,400,000円)   |
| 6 支払方法   | 納入後一括払   |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市都島区中野町一丁目7番20号<br>石元商事株式会社<br>代表取締役 社長 石元正之  |

## 財産の取得

次のとおり財産を取得する。

令和4年12月1日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 寝屋川市立中学校における中学校給食用物品（消耗品）  |
| 2 財産の概要  | (1) 梱・ボール・小皿・主菜皿〔各7,782個〕などの食器<br>(2) 食器かご〔690個〕などの什器<br>(3) 角型二重食缶（飯・大おかず用14L）〔302個〕・角型二重食缶（小おかず用7L）〔118個〕などの食缶 |
| 3 取得目的   | 中学校給食を食缶で提供する方法により実施するため   |
| 4 取得の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 5 取得価格   | 金60,494,698円<br>(内消費税及び地方消費税の額 5,499,518円)   |
| 6 支払方法   | 納入後一括払   |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市生野区翼南五丁目4番14号<br>株式会社中西製作所 大阪支店<br>支店長 堀田敦志  |

## 大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更することに關し他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

### 1 大阪府都市競艇企業団規約の変更

次頁のとおり大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する。

## 大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約

大阪府都市競艇企業団規約（昭和 27 年 8 月 11 日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

### 大阪府都市ボートレース企業団規約

第 1 条及び第 2 条中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボートレース企業団」に改める。

### 附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民活動センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |         |  |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立市民活動センター                            |
| 2 団体の名称 | 特定非営利活動法人寝屋川市民活動ネット・なかま                  |
| 3 指定の期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西高齢者福祉センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |         |  |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立西高齢者福祉センター                          |
| 2 団体の名称 | シンコースポーツ大阪株式会社                           |
| 3 指定の期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民体育館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |         |  |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立市民体育館                               |
| 2 団体の名称 | 特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟                    |
| 3 指定の期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間） |